

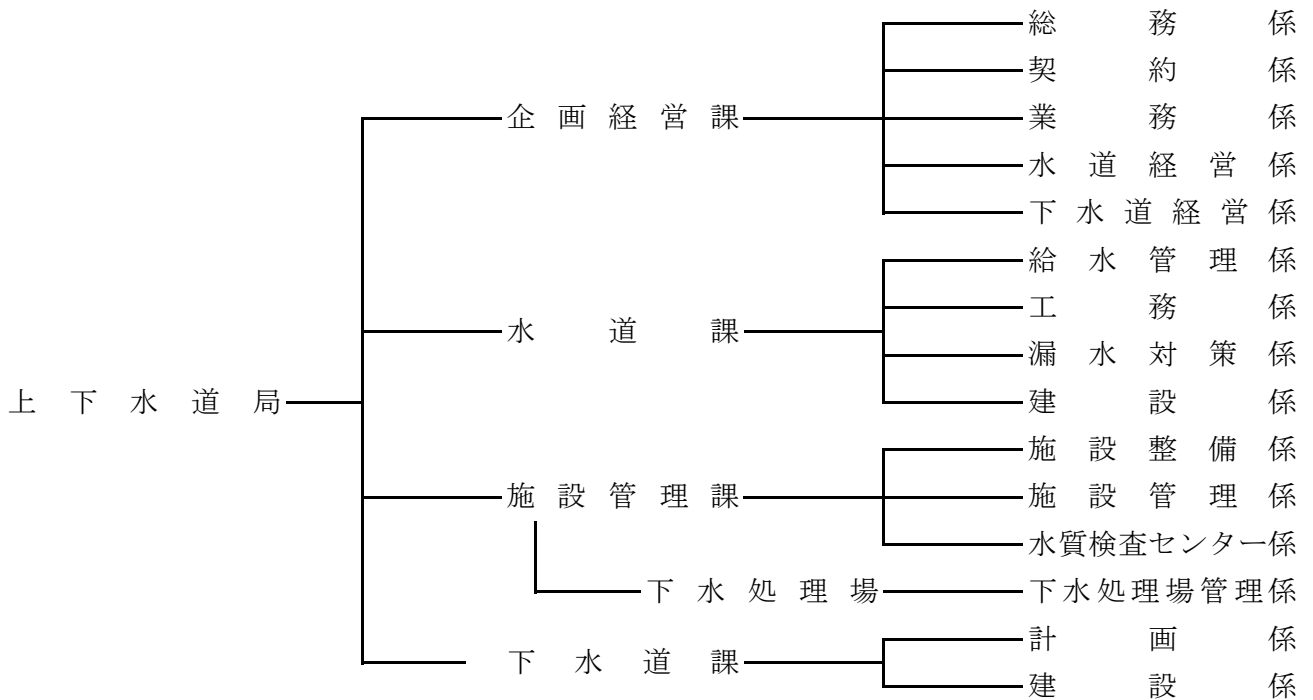
第 1 編

機 構 及 び 職 制

1 機 構

平成31年4月1日付で公共下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するとともに、水道局との組織統合を行い、上下水道局を発足しました。
 また、令和4年4月1日付で組織機構の見直しを行いました。

(令和5年4月1日現在)



2 職員配置表

(令和5年4月1日現在)

職員 級別 課別	事務・技術職員													合計					
	局次	課場	副課	係主	副主	主主	主専	主主	會計年度任用職員										
	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長		長	長	長	長	長
上下水道局	1	2																	3
企画経営課			(1)		5	(3)	2	1		①	2	1		2			③		(4) 13 ④
水道課			1		4	4	1			3		2	2						17 ①
施設管理課			1	1	3	(1)	3	1	1	6		2	1				①		(1) 19 ③
下水道課			(1)		2		2				1	2							(1) 7
合計	1	2	(2)	1	14	(4)	11	3	1	12	3	4	5				④		(6) 59 ⑧

(注) () 内は兼務、○内は暫定再任用短時間職員及び会計年度任用職員

3 職員構成

(令和5年4月1日現在)

(1) 年齢別

職 種 年 齢	事 務 職 員		技 術 職 員		計	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
	人	%	人	%	人	%
20 歳 未 満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20歳以上～25歳未満	0	0.0	2	5.0	2	3.0
25歳以上～30歳未満	1	3.7	2	5.0	3	4.5
30歳以上～35歳未満	4	14.8	4	10.0	8	11.9
35歳以上～40歳未満	1	3.7	5	12.5	6	9.0
40歳以上～45歳未満	2(1)	11.1	7	17.5	9(1)	14.9
45歳以上～50歳未満	6	22.2	7	17.5	13	19.4
50歳以上～55歳未満	4	14.8	6	15.0	10	14.9
55歳以上～60歳未満	1	3.7	2	5.0	3	4.5
60 歳 以 上	2(5)	26.0	3(2)	12.5	5(7)	17.9
計	21(6)	100.0	38(2)	100.0	59(8)	100.0
平 均 年 齢	48歳6月		45歳2月		46歳6月	

(注) () 内は暫定再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を外書き

(2) 勤続年数別

職 種 勤続年数	事 務 職 員		技 術 職 員		計	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
	人	%	人	%	人	%
1 年 未 満	(2)	7.4	1	2.5	1(2)	4.5
1年以上～3年未満	2	7.4	3	7.5	5	7.5
3年以上～5年未満	1(1)	7.4	2	5.0	3(1)	6.0
5年以上～7年未満	(1)	3.7	1	2.5	1(1)	3.0
7年以上～10年未満	1	3.7	0	0.0	1	1.5
10年以上～15年未満	3	11.1	8	20.0	11	16.4
15年以上～20年未満	0	0.0	3	7.5	3	4.5
20年以上～25年未満	4	14.8	4	10.0	8	11.9
25年以上～30年未満	4	14.8	6	15.0	10	14.9
30 年 以 上	6(2)	29.7	10(2)	30.0	16(4)	29.8
計	21(6)	100.0	38(2)	100.0	59(8)	100.0
平 均 勤 続 年 数	20年3月		20年10月		20年7月	

(注) () 内は暫定再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を外書き

4 事務分掌

課	事務
企画経営課	<ol style="list-style-type: none"> 1 告示及び公告に関すること 2 公印の管守に関すること。 3 文書の管理並びに収受、配布及び発送に関すること。 4 管理規程等の制定及び改廃に関すること。 5 情報公開の調整に関すること。 6 個人情報保護の調整に関すること。 7 職員の人事、任免、給与、分限、賞罰、服務、福利厚生及び研修に関すること。 8 局内の組織機構及び定員管理に関すること。 9 労働組合に関すること。 10 広報に関すること。 11 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関すること。 12 財政計画及び資金計画に関すること。 13 企業債及び一時借入金に関すること。 14 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。 15 決算及び業務状況報告に関すること。 16 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。 17 会計伝票、証ひょう及び添付書類の審査及び保管に関すること。 18 現金及び有価証券の出納保管に関すること。 19 たな卸資産に関すること。 20 物品の購入及び売払いの調整統括に関すること。 21 工事の請負及び業務の委託その他の契約に関すること。 22 財産及び備品の管理の調整統括に関すること。 23 車両の管理に関すること。

	<p>24 水道メーターに関すること。</p> <p>25 水道料金、工業用水道料金、下水道使用料その他収入金（次項に係るものを除く。）の調定、収納及び還付に関すること。</p> <p>26 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金に関すること。</p> <p>27 排水設備指定工事店及び責任技術者に関すること。</p> <p>28 滞納整理に関すること。</p> <p>29 他の課に属しないこと。</p> <p>30 局の庶務に関すること。</p>
水道課	<p>1 水道事業経営の認可に関すること</p> <p>2 水道施設の整備、改良及び管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>3 水道施設及び給水装置等の図面、台帳等の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>4 工業用水道施設の整備及び改良に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>5 漏水防止対策の計画及び実施並びに応急修理等に関すること。</p> <p>6 給水契約及び給水装置等の管理に係る調査及び指導に関すること。</p> <p>7 給水装置工事の審査及び検査並びに加入金、手数料等の調定に関すること。</p> <p>8 専用水道、県条例水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査等に関すること。</p> <p>9 無線通信の統括に関すること。</p> <p>10 応急給水に関すること。</p> <p>11 備品の管理に関すること。</p>
下水道課	<p>1 公共下水道事業計画の策定に関すること。</p> <p>2 公共下水道施設の整備に関すること。</p> <p>3 排水管及び排水^{きよ}渠の整備に関すること。</p>

	4 備品の管理に関すること。
施設管理課	<p>1 水源地、配水池、送水場その他の水源施設の管理に関すること。</p> <p>2 水道施設に係る電気、機械及び計装設備の整備、改良及び管理に関すること。</p> <p>3 工業用水道施設の管理に関すること。</p> <p>4 工業用水道施設に係る電気、機械及び計装設備の整備及び改良に関すること。</p> <p>5 工業用水道の給水契約に関すること。</p> <p>6 公共下水道施設の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>7 公共下水道施設の改良に関すること。</p> <p>8 公共下水道施設の図面、台帳等の管理に関すること。</p> <p>9 排水管及び排水渠<small>きょ</small>に関すること（他の所管に属するものを除く。）。</p> <p>10 排水ポンプ場並びに水門及び樋門の管理に関すること。</p> <p>11 導水管及び送水管の管理に関すること。</p> <p>12 取水量、送水量及び配水量の管理に関すること。</p> <p>13 水道水の水質検査及び保全に関すること。</p> <p>14 備品の管理に関すること。</p>
下水処理場	<p>1 下水処理場及び菊本雨水ポンプ場の管理に関すること。</p> <p>2 特定事業場の排水に関すること。</p> <p>3 備品の管理に関すること。</p>

備考 下水道課の項事務の欄第3項並びに施設管理課の項事務の欄第9項及び第10項については、公共下水道事業に係るものを除くものとする。

5 新居浜市上下水道事業運営審議会

新居浜市上下水道事業運営審議会は、水道事業及び公共下水道事業の運営に関し、市長から諮問された事項について審議するため、条例に基づいて設置された附属機関です。

(1) 委員名簿（令和4年度末現在）

	氏 名	役 職	備 考
1	羽鳥 剛史	会 長	学識経験のある者
2	坂上 公三	副会長	関係機関及び関係団体の代表者
3	尾崎 恵	委 員	関係機関及び関係団体の代表者
4	藤田 武	委 員	関係機関及び関係団体の代表者
5	田村 昭一	委 員	関係機関及び関係団体の代表者
6	八山 博幸	委 員	関係機関及び関係団体の代表者
7	飯尾 和之	委 員	関係機関及び関係団体の代表者
8	宮川 まゆみ	委 員	関係機関及び関係団体の代表者
9	中沢 真理子	委 員	水道又は公共下水道の使用者（公募）

(2) 令和4年度開催状況

	開催年月日	審議内容等
諮 問	令和4年5月9日（月）	・安定した下水処理と持続可能な公共下水道事業経営の実現に向けた下水道整備区域の見直しについて
第7回	令和4年5月9日（月）	・新居浜市の汚水処理施設整備の現状について ・下水道整備区域の見直しについて ・今後のスケジュールについて
第8回	令和4年6月24日（金）	・汚水処理施設整備構想（見直し案）と課題整理について
第9回	令和4年8月18日（木）	・生活排水処理構想の見直し（最終案） ・構想の見直しに伴う課題解決への取組み方針 ・パブリックコメント（案）について
第10回	令和4年10月11日（火）	・新たな下水道整備区域の最終案について ・答申書（案）について
答 申	令和4年11月4日（金）	・時代に即した下水道整備区域として、現在の事業計画区域を基本とする2,576haに縮小することが妥当